

旭医大達第135号
令和3年8月23日

旭川医科大学病院の医療安全に関する情報提供規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長
学長職務代理 理事 松 野 丈 夫

旭川医科大学病院の医療安全に関する情報提供規程の一部を改正する規程

旭川医科大学病院の医療安全に関する情報提供規程（令和元年旭医大達第89号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
(略) (調査委員会) 第8条 調査委員会は、病院長の指名により、次に掲げる委員をもつて組織する。 (1) 医療安全管理責任者 (2) 副病院長又は病院長補佐のうちから 2人 (3) <u>事務局次長（病院担当）</u> (4) その他病院長が必要と認めた者 2~7 (略) (略)	(略) (調査委員会) 第8条 調査委員会は、病院長の指名により、次に掲げる委員をもつて組織する。 (1) 医療安全管理責任者 (2) 副病院長又は病院長補佐のうちから 2人 (3) <u>病院事務部長</u> (4) その他病院長が必要と認めた者 2~7 (略) (略)
<u>附 則</u> この規程は、令和3年8月23日から施行し、改正後の第8条第1項第3	

号の規定は、令和3年4月1日から適用する。

【改正理由】

令和3年4月1日付け事務局組織の改組に伴い、所要の改正を行うものである。